

# 第35回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第35回定例会 平成29年2月28日

開会 14時 閉会 16時20分

出席委員 (21名)	会長 小林茂徳	会長代理 渡邊登司美
	1 清水洋	1 2 渡邊幹夫
	2 上原勉	1 3 山崎正勝
	3 土屋武道	1 4 花岡豊一
	5 伊藤義一	1 5 白倉令子
	6 関直茂	1 6 柳沢家保
	7 竹重文昌	1 7 依田隆喜
	8 依田喜巳男	1 8 戸田幸江
	1 0 滝澤辰己	1 9 長岡政直
	1 1 小林和恵	2 0 渡邊重昭
		2 1 田口千秋

欠席委員

議事録署名委員 1 4 花岡豊一 1 5 白倉令子

出席職員 (4名)	農業委員会事務局
	局長 金井 泉
	次長 織田 秀雄
	事務局 滝澤友一郎
	事務局 田中 章子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画について  
議案第4号 農地利用最適化推進委員の委嘱について  
第21回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 庁舎別館4階 第一会議室

渡邊代理

皆さんこんにちは。今期の定例総会も今日を含めて残り2回となりました。それではただ今より第35回農業委員会定例総会を開催します。

議長

皆さんこんにちは。定例総会も今日で35回目です。任期も残り1ヶ月となりました。そろそろ後ろ髪を引かれる気持ちになってきたのではないのでしょうか。第6期農業委員の方々も、地区の推薦を受けて出揃って来ています。今日の資料にも記されているのでご覧ください。また、本日の議案第4号には、農地利用最適化推進委員の委嘱について挙がっております。よろしくご審議をお願いします。

それでは本日も慎重審議をお願いします。本日の議事録署名人の指名について、14番の花岡委員、15番の白倉委員をお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは1号議案について説明します。今月3条は9件です。

まず番号1です。地図をご覧ください。〇〇のグラウンドの南側の土地です。譲受人はお兄さんで、譲渡人が妹さんです。申請地の隣に〇〇という家がありますが、譲受人の自宅です。譲渡人の妹さんは、お父さんからの相続で土地を取得しましたが、県外に住んでいます。もともと申請地は譲受人のお兄さんが管理をしているので、今回正式に譲り渡すことになりました。

続いて番号2です。場所は、〇〇から南側の土地です。都市計画の用途区域内です。この申請は、後ほどの5条の申請と関連があります。5条では、譲受人の息子さんが住宅と通路に5条転用したいとの申請です。その隣地の残地を3条で農地として取得したいという申請です。譲受人は〇〇栽培をされていて、下限面積も満たしているので問題ないと判断しました。

続いて番号3です。場所は〇〇の〇〇〇〇から〇〇方面に向かって行った所です。譲受人の自宅の隣地にある農地を、譲渡人が高齢で耕作ができないという事で、今回の話がまとまりました。下限面積も問題ないと判断しました。

続いて番号4、番号5、番号6です。11月と12月に3条の適格証明を出した案件です。その証明で裁判所と税務署で入札が行われ、今回申請人の3名が最高落札し決定しました。今回の正式な3条本申請で農地法の許可書を取り、所有権が移行される事になります。

続いて番号7です。場所は〇〇〇〇の北側の3筆です。譲渡人が相続で取得しましたが、市外に住んでいるので、申請地の隣地に住んでいる譲受人が耕作するという事で話がまとまりました。譲受人は農業を幅広くされている方なので、特に問題ないと判断しました。

番号8です。場所は〇〇〇〇から〇〇方面に向かった場所です。譲受人の〇〇さんの自宅が、申請地の隣地にあります。以前から申請地を管理していたので、今回正式に3条で譲り受け、これまで通り耕作して行きたいという事です。

続いて番号9です。地図の左側の道路が東御孺恋線です。そこから東に200～300メートルほど行った所です。12月に〇〇さんが〇〇〇〇の駐車場敷地にしたいという事で、5条申請がありました。そのすぐ上の2筆です。〇〇さんは新規就農者で、農業を頑張ってやって行きたいという事です。下限面積も満たしているので、問題ないと判断しました。3条については以上です。

議長 ありがとうございます。これより担当委員の説明に入ります。番号1の案件について、17番の依田委員に説明をお願いします。

17 依田委員 よろしく申し上げます。場所は〇〇のグラウンドの南側です。〇〇さんはお父さんからこの土地を相続しましたが、〇〇で暮らしていて、譲受人であるお兄さんが管理していました。そこでお兄さんにこのまま耕作を続けてもらった方がいいと判断し、今回の申請になりました。周りはお兄さんの土地なので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので、裁決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

続いて番号2の案件について、21番の田口委員より説明をお願いします。

21 田口委員 それでは説明します。地図の2ページをご覧ください。場所は〇〇の南側。直線距離で約200メートルの所に位置しています。譲渡人の〇〇さんと〇〇さんは親子です。譲受人の〇〇さんは果樹、水稻、野菜を耕作しています。今回、自宅から5分のこの土地を購入し、野菜を作りたいという事で、〇〇さんに申し出て今回の申請になりました。農薬の管理、飛散の問題等は、農業経験が豊富なので問題ないと思われれます。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので、裁決に入ります。番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続いて番号3の案件について、8番の依田委員より説明をお願いします。

8 依田委員

それでは説明します。地図の3ページをご覧ください。真ん中を走っているのが千曲ビューラインです。〇〇〇〇から〇〇方面に向かって約400～500メートルの、道路下の地籍です。譲受人の自宅は申請地の横にあります。譲受人の〇〇さんは野菜畑がないので、同じ支区の仲間の〇〇さんに話した所、譲り渡す事で話がまとまりました。なんら問題ないのでよろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので、裁決に入ります。番号3の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続いて番号4の案件について、6番の関委員より説明をお願いします。

6 関委員

お願いします。〇〇さんについては、昨年11月の定例総会において、農地法3条による適格証明で許可が下り、今年1月の競売物件の開札で落札しました。今回は3条の規定による許可申請になりました。内容は前回の内容とほぼ同じですが、以前借りていた農地を返す事になり、新たに農地が必要になったという事です。主に野菜作りをしたいという事です。農機具等も揃っていますし、地区の水路清掃、除草清掃等にも協力していきたいという事なので、特に問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので、裁決に入ります。番号4の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続いて番号5の案件について、18番の戸田委員より説明をお願いします。

18 戸田委員

よろしくお願いします。こちらも競売の物件です。地図は5ページです。申請地のすぐ下の土地が〇〇さんの土地です。とてもきれいに整備されて

いて、続きの田んぼも同じように耕作していきたいという事なので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので、裁決に入ります。番号5の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続いて番号6の案件について、13番の山崎委員より説明をお願いします。

13山崎委員

お願いします。地図は6ページです。浅間サンラインの〇〇の信号から〇〇に向かって200メートルほど行った所です。下る道がありますが、そのすぐそばです。先ほどの田んぼのすぐそばです。今年の12月に農地法の規定による適格証明をした案件です。この農地は1年ほど前から荒れていましたが、〇〇さんが公売で落札しました。先日お会いして話を伺った所、自宅が〇〇で申請地に近く、農機具も持っていて、地域のお付き合いもしっかりやって行きたいと言っています。なんら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので、裁決に入ります。番号6の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続いて番号7の案件について、14番の花岡委員より説明をお願いします。

14花岡委員

よろしくをお願いします。地図は7ページです。〇〇さん宅の周囲の畑に隣接している農地です。〇〇さんが一昨年相続で取得しました。相続する前から、〇〇さんから譲ってもらいたいという話がありましたが、前の所有者は土地を大事にしていたので、売ることはしませんでした。今回、相続した〇〇さんは〇〇にお住まいで、管理はしていましたが、これからは管理が難しくなっていくという事で、〇〇さんからの申し出をきっかけにお譲りする事になりました。今回申請の土地は〇〇さんの自宅の隣地にあり、今まで野菜を作る場所がなかったので、野菜作りもしていきたいという事です。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号7の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので、裁決に入ります。番号7の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

続いて番号8の案件について、7番の竹重委員より説明をお願いします。

7 竹重委員 説明します。地図の8ページをご覧ください。場所は〇〇〇〇の南側です。譲受人の自宅のすぐ隣です。譲渡人と譲受人は兄弟です。譲渡人が長年耕作をしている農地です。今回譲渡人であるお兄さんが高齢のため、弟に譲りたいという事で今回の申請になりました。特に問題は無いのでよろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号8の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので、裁決に入ります。番号8の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

続いて番号9の案件について、3番の土屋委員より説明をお願いします。

3 土屋委員 説明します。地図は9ページです。東部婦恋線から約200～300メートル東です。〇〇〇〇の横です。地図には〇〇〇〇さんとありますが、昨年の12月にここを〇〇〇〇にするという申請がありました。〇〇さんはここには住んでいません。この宅地に〇〇〇〇を造り、隣接する農地を取得したいという事で、〇〇さんから説明がありました。隣接地についても問題ないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号9の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので、裁決に入ります。番号9の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

(清水委員挙手) 清水委員どうぞ。

1 清水委員 3条の売買契約についての対価をよく聞かれるのですが、分からなくて

答えられないので、参考資料などあったらお聞かせ願いたいと思います。

事務局

事務局の方にも売買の相場がいくらかとよく聞かれます。3条の申請の中にも1,000平方メートルあたりの値段を書く欄があります。問い合わせのあった土地の周辺で、ここ数年の実際の売買契約があった場合は調べて答えられますが、参考程度にと言う事で回答しています。あくまで相対で話し合い、納得することが大前提です。

議長

それでは議案第2号に移ります。農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

2号議案について説明します。まず計画変更1です。これは本申請の番号1と関連がありますので、一括で審議をお願いします。まず計画変更1の申請事由は一般住宅敷地です。昭和〇〇年に〇〇さんから〇〇さんに一般住宅敷地として転用許可された土地です。名義は〇〇さんから〇〇さんに移っていますが、住宅は建築されませんでした。それを今回、〇〇さんご夫婦が住宅敷地として譲り受けたいという事で、計画変更の申請が出ています。それに伴い、5条の番号1で〇〇さんご夫妻の本申請がされています。一般の住宅敷地として新築したいという申請です。地図をご覧ください。〇〇〇〇が国道沿いにありまして、そこから北側に入ったところが申請地です。都市計画用途区域内、第1種低層住居専用地域ですので、3種農地ということで特に問題ないと判断しました。

続いて計画変更の2です。こちらも本申請の番号2と関連がありますので、一括で審議をお願いします。まず、計画変更の2が枝番で1と2に分かれています。計画変更2の1は、平成〇〇年に共同住宅で許可を得た土地です。計画変更2の2では平成〇〇年に同じく共同住宅で許可を得た土地です。許可を得たタイミングがずれているので、枝番という形で記載しました。変更は共同住宅から太陽光発電敷地という計画変更になっています。本申請の番号2では、太陽光発電敷地に関する申請の詳細があります。パネル〇〇枚分の敷地になっています。申請人は〇〇さんという方で、その方が代表を務める〇〇〇〇へ所有権を移したいという申請です。3種農地、工業地域なので問題ないと判断しました。現場を確認した再、元々共同住宅という事で盛り土がしてあります。その上にパネルを置くのは危ないのではないかと言う、区や周辺住民からの提言がありました。その事を業者側に確認した所、対策を講じるという事で、〇〇区長と周辺住民からの同意は得ているという事です。市でも環境を良くする条例がありまして、その届出の協定書で、有事の際は責任を持って対処するという協定を結んでもらうこともできるので、農業委員会でも注意をしていきたいと思

っています。

続いて計画変更3です。こちらにも枝番が4つありまして、本申請の番号3と関連があります。まず、昭和〇〇年に計画変更3の1から3の4までの土地が、別荘として申請されました。譲受人は全員親族で、〇〇にお住まいです。当時は申請地に別荘をそれぞれ建築する予定でしたが、その後色々とトラブルが発生し、許可を得たものの、何も行われていませんでした。今回、本申請の番号3で、同じく〇〇にお住まいの〇〇さんが住宅兼店舗、倉庫、駐車場建設という事で申請しています。農家レストランを造りたいので、ついては住宅、倉庫、駐車場も併設して造りたいという話がまとまり、今回の申請になりました。場所は〇〇の〇〇〇〇の学校寮がある南側の、消極的2種農地です。特に周辺にも影響はないと思われまますので、問題ないと判断しました。

続いて本申請の番号4と番号5です。番号4については、先ほどの3条の番号2と関連があります。17ページの公図をご覧ください。地番〇〇〇〇に一般住宅の建設を予定しています。番号5では接道の関係で、通路敷地の申請です。譲受人の〇〇さんは、3条の番号2の〇〇さんの息子さんです。公図の地番〇〇〇〇の南側が3条申請の土地です。番号4の譲渡人は共有名義になっていて、番号5では名義が違うので申請を二つに分けてあります。

次に番号6です。こちらは農振除外の案件です。申請地は〇〇です。申請事由は一般住宅敷地です。申請人の関係は、譲受人はお孫さん、譲渡人はお祖父さんです。お孫さんがお祖父さんから使用貸借権で譲り受け、一般住宅を建設するという申請です。19ページの公図をご覧ください。地番〇〇〇〇の西側に通路を設けて進入するという計画です。

続いて番号7です。こちらは宅地分譲敷地の申請です。場所は〇〇の〇〇から細い道を上って行った所で、都市計画の用途区域内、第1種低層住居専用地域に該当します。譲受人は〇〇に本社がある〇〇〇〇です。道路は狭いのですが、2項道路となっています。これは建築基準法ができる以前からあった道路ですので、建築基準法を満たすことができるという事で、建設に当たっては特に問題はありません。ただ、宅地分譲ですので、将来住まわれる方が、道が狭くて不便という事で、セットバックして市に寄付をして、道幅を広げるという計画があります。本申請では、地番〇〇〇〇を農地として残すという計画ですが、将来的にはこちらの土地の一部を転用して道路にする計画もあります。

続いて番号8です。こちらは一般住宅敷地1筆の申請です。申請人の関係は親子ですので、使用貸借で一般住宅を建築する計画です。申請地ですが、地図の地番〇〇〇〇が既に宅地になっているので、今回申請地を転用して通路にする申請になっています。

続いて番号9です。こちらは事務所、倉庫敷地の申請です。譲受人の〇〇〇〇という会社は、登記の住所は〇〇になっていますが、実際は〇〇で事業をされています。しかし、やはり仕事をするにもこちらの申請地の方が事業し易いということで、事務所、倉庫を建築したいという申請が出ています。こちらは都市計画用途区域内の第一種住居地域に該当しているので、問題ないと判断しました。

続いて番号10です。こちらは一般住宅敷地、1棟の申請です。地番〇〇〇〇が以前一般住宅で申請が上っています。その申請地のすぐ南側です。都市計画の用途指定はありませんが、大分住宅地が広がっている地域なので問題ないと判断しました。

続いて番号11は太陽光についての申請です。29ページの公図をご覧ください。申請地の間に雑種地となっていますが、こちらは現況地目が畑になっているので、今回の申請に入れてもらいました。今回、3筆で太陽光パネル〇〇枚設置という申請です。譲受人は〇〇の方なので管理が心配されますが、メンテナンスや有事の際は、市内の太陽光パネル業者に管理を委託しているという事です。都市計画の用途区域内、準居住地域の3種農地ですので、特に問題はないと判断しました。

続いて番号12です。こちらは通路敷地の申請です。31ページの公図をご覧ください。地番〇〇〇〇に〇〇〇〇の本社があります。道路を挟んで駐車場があります。駐車場に進入する道路が鋭角になっているため、車が入り易いように道路を広げたいという申請です。

続いて番号13です。こちらは一般住宅敷地1棟の申請です。譲受人の方は現在〇〇にお住まいですが、そちらを娘夫婦に譲り、本人は東御市に移住したいという希望です。公図の33ページをご覧ください。若干不整形ですが、この方一人でお住まいになるという事なので、小規模な家を建築したいとの事ですので、問題ないと判断しました。5条については以上です。

議長

ありがとうございました。これより担当委員の説明に入ります。今回は関連のある案件が多いので、同時に進めて行きたいと思いますので、よろしくをお願いします。まず、計画変更1と番号1について、11番の小林委員より説明をお願いします。

11 小林委員

よろしくお願いします。地図は10ページと11ページをご覧ください。申請地は、〇〇の国道18号線沿いにある〇〇〇〇から、北に150メートル程入った道沿いで、住宅地の中にあります。譲渡人の〇〇さんは、お父さんが経営していた会社を継いでいます。昭和〇〇年に申請地を購入して住宅を建てる予定でした。その後、両親を介護しなければならず、実家

の〇〇に生活基盤を写し、現在に至っています。このような事情で住宅は建てずにいましたが、〇〇さんから購入したいという申し出を受け、譲り渡す事にしました。隣接地も住宅とアパートが建っています。一部農地になっていますが、同意も得ていますので、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。計画変更1の案件は、番号1と関連していますので合わせて、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。計画変更1と番号1の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きましてこちらも関連性がありますので、計画変更2の1と2の2、番号2の案件について一緒に説明をお願いします。2番の上原委員より説明をお願いします。

2 上原委員

お願いします。場所は地図の12ページ、13ページをご覧ください。左側に南北に走っている道が国道18号線です。〇〇の信号を入り、〇〇に抜ける道沿いです。〇〇のすぐ横です。当初は共同住宅の建設を予定して、土を盛って整地していましたが、色々考えたら採算が合わないという事ですとそのままにしていました。最近、太陽光発電を考え計算したところ、利益が出るようなので太陽光に変更したいという申請になりました。南側が盛り土で2メートル位高くなっているので、近隣から心配の声がありました。業者が設計図を見せながら説明をし、同意を得たとの事です。計画変更2の1では、名義を〇〇さん個人から会社名義にして、太陽光パネルを設置するという事です。条件を付けて、周囲に被害が及ばないようにするという事なので、問題ないと思われれます。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。計画変更2の1、2の2、番号2は関連していますので、合わせてご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

(山崎委員挙手)

山崎委員どうぞ。

1 3 山崎委員

参考までにお聞きします。〇〇〇〇は創立何年位ですか。

事務局

定款によりますと、創立は平成〇〇年になっています。主に電気設備工事や消防設備工事業、土木工事関係を行っている会社です。

議長

外にありますか。それでは裁決に入ります。計画変更2の1、2の2、

番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして、こちらも関連性がありますので、計画変更3の1、3の2、3の3、3の4と、番号3の案件を合わせて、3番の土屋委員より説明をお願いします。

3 土屋委員

説明します。議案書の4ページをご覧ください。まず計画変更の3の1は、〇〇さんが持っていた土地を購入して、〇〇さんが住宅兼店舗、倉庫、駐車場を建設するという申請です。3の2、3の3、3の4も同様の経過です。そこに譲渡人の〇〇さんの土地を含めて、譲受人の〇〇さんが、オーガニックカフェを建設したいという申請です。地図の14ページ、15ページをご覧ください。下の方に〇〇の公民館があります。ここは東御嬢恋線を〇〇の方へ登っていく途中で、左に300メートルほど入った所にあります。公図をご覧ください。地番〇〇〇〇と地番〇〇〇〇については、当時許可を受けていた方が亡くなってしまったため、その時点で計画は白紙になっているので、今回の計画変更の申請は必要ありません。申請地の隣地は農地ですが、ほぼ山林になっていて、今後農作物について支障はないと思います。〇〇さんは〇〇から東御市に移住されて、オーガニックカフェを開くと意気込んでいます。年齢も〇〇代で非常に張り切っています。問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。質疑に入ります。計画変更3の1から3の4、番号3の案件について、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして、これも関連性がありますので、番号4と番号5の案件を合わせて説明してもらいます。21番の田口委員より説明をお願いします。

21 田口委員

説明します。地図の16ページ、17ページをご覧ください。3条の2での申請地が隣接しています。5条の番号4と番号5の譲渡人3名は親子です。また、3条の2の譲受人と5条の4と5の譲受人は親子で、〇〇さんは〇〇さんの息子さんです。〇〇さんは現在借家住まいが手狭になり、申請地を取得して住宅建設をしたいという事です。番号4の申請地に住宅を建設し、番号5の申請地は進入路にする計画です。上下水道は市の下水道に接続します。日照権の問題もありません。特に問題はないと思われるので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4、番号5の案件について、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。特にないようですので、裁決に入ります。番号4、番号5の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号6の案件について、1番の清水委員に説明をお願いします。

1 清水委員 お願いします。地図の18ページ、19ページをご覧ください。〇〇から約3キロメートル〇〇へ上った、喫茶店の斜め前の土地です。〇〇さんは〇〇さんの孫で、現在〇〇の団地に住んでいますが、子供が保育園へ入るのを機会に、実家の近くに家を新築する話になり、今回の申請となりました。日照、下水、雨水についても問題ないと思います。また、進入路は〇〇さん宅の地番〇〇〇〇の土地の、西側の一部を使用貸借するという事になっています。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号6の案件について、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。特にないようですので、裁決に入ります。番号6の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号7の案件について、2番の上原委員に説明をお願いします。

2 上原委員 お願いします。場所は県道東部望月線、〇〇の入口の反対側を斜めに入った場所です。〇〇区でもかなり住宅が増えている場所です。〇〇さんは高齢になり耕作できず、最近は休耕状態です。いろいろ考ていたところ、不動産屋から購入したいという話があり、今回の申請になりました。市道を挟んでの造成ですが、造成の期間については土地をセットバックして、4メートル幅の道路にし、一部は市に寄付をするという事で話がまとまっています。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号7の案件について、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。特にないようですので、裁決に入ります。番号7の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号8の案件について、1番の清水委員に説明をお願いします。

1 清水委員

それでは地図の22ページ、23ページをご覧ください。地図の右側の方に1キロメートルほど行くと〇〇〇〇があります。北側に行くと〇〇の〇〇方面です。譲受人と譲渡人は親子です。〇〇さんは現在〇〇の近くの団地に住んでいますが、将来のために家を建てたいと考え、この機会に親の土地を借りて家を建てる事にしました。ただ、宅地に入るには進入路がないため、今回の申請で進入路を確保する事にしました。申請地の周りは全て〇〇さんの土地なので、問題ないと思います。ご審議をよろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号8の案件について、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。番号8の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号9の案件について、17番の依田委員に説明をお願いします。

17 依田委員

よろしくお願ひします。地図は24ページ、25ページです。譲受人の〇〇は本社が〇〇にあります、事業所は〇〇にあります。しかし、事業所は借家で、事業をするにも手狭であるため、今回本社の近くに土地を購入して、事務所と倉庫を建築したいという申請です。申請地の横の、地番〇〇〇〇と地番〇〇〇〇が〇〇さんのお宅です。自宅の近くに事務所、倉庫を置き、事業を拡大していきたいという事です。譲渡人の〇〇さんは、現在〇〇にお住まいですが、体調が悪く、長距離を通過して農地管理ができないので、〇〇さんに土地を買っていただくという話がまとまりました。周囲も宅地が多くなっている場所です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号9の案件について、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。番号9の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号10の案件について、同じく17番の依田委員に説明をお願いします。

1 7 依田委員      よろしく申し上げます。地図は26ページ、27ページです。場所は国道18号線の〇〇の信号から〇〇の方へ500メートルほど行った所に〇〇があります。そこを北に入った所です。譲受人の〇〇さんは、現在〇〇でアパート暮らしです。アパートの家賃を考えると、住宅を建てられると考え、新築する事になりました。譲渡人の〇〇さんは〇〇に住んでいて、今までお兄さんが管理をしていました。しかし、お兄さんも管理をすることが難しくなり、今回手放す事にしました。周りもほとんど宅地で、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長                      ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号10の案件について、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。番号10の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)              全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号11の案件について、2番の上原委員に説明をお願いします。

2 上原委員              お願いします。地図は28ページ、29ページです。場所は、地図の右側に〇〇があります。左側には〇〇の販売センターがあり、その横の道を入ると〇〇地区に行きます。申請地は国道より一段低くなっており、周りは墓地に囲まれている場所です。譲渡人の〇〇さんはこの土地を相続で得て耕作をして来ましたが、自宅が〇〇なので、耕作に通うのが大変でした。最近が高齢になり、耕作するのも無理になったので、譲渡人を探していたところ、太陽光発電の仲介会社を通して〇〇さんと話がまとまりました。太陽光発電の設置にあたり、市内の業者が設置からメンテナンスも引き受けるということで、話が付いているという事です。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長                      ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号11の案件について、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。番号11の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)              全員の賛成と認め、決定とします。

続きまして番号12の案件について、21番の田口委員に説明をお願いします。その前に、次の案件の関係者は退席をお願いします。

2 1 田口委員              それでは説明します。地図の30ページ、31ページをご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の北側です。譲渡人の〇〇さんは以前から、この土地が区の皆さんにとって便利に活用できればと、市に寄付をする方向で交渉してきました。しかし、諸事情からなかなか進展しませんでした。また、〇〇〇〇さんは、公道から北側に駐車場がありますが、進入路の入口に申請地があり、左側からの出入りの際に鋭角に曲るため、不便が生じていました。通行時の置き石の事、雨水の処理などの問題もありました。この土地を取得して舗装し、通路の一部として利用すると共に、一般住民にも開放して通行できるようにしたいという事です。両者の公共のためという思いが一致して、今回の申請になりました。ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号12の案件について、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。番号12の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。〇〇委員、お入りください。

続きまして番号13の案件について、5番の伊藤委員に説明をお願いします。

5伊藤委員

それではお願いします。地図の32ページ、33ページです。左下に斜めに太く走っている道路は上信越道です。この少し下が〇〇〇〇です。申請場所は地方道真田東部線、いわゆる旧菅平有料道路沿いにあります。譲渡人の〇〇さんは〇〇に住んでいて、自宅からは少し遠く、面積も小さいという事で、有効利用できないかという理由から、譲渡先を探していました。譲受人の〇〇さんは、現在住んでいる〇〇の家を娘さん家族に譲り、小規模の家を建てたいという事で話がまとまりました。雨水や雑排水の処理は十分に対策を取るという事で、特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号13の案件について、ご意見ご質問等のある方は、挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。番号13の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。

ここで10分ほど休憩を入れます。

それでは、時間になりましたので、議事を再開します。議案第3号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

担い手担当

農用地利用集積計画について説明します。資料7ページから10ページについては通常の利用権設定です。新規と再設定合わせて78,182平方メートル。内、田が42,312平方メートル、畑が35,870平方メートルです。続いて11ページは中間管理事業による利用権設定です。13件17筆、畑が17,970平方メートルです。12ページは所有権移転、4件で4筆、7,520平方メートルです。2月の件数は全体で50件、78筆。内訳は新規が14件、再設定が19件、中間管理事業による設定が13件、所有権移転が4件です。7ページの1番と6番の利用権設定については、今月3条で申請が出ています。耕作下限面積の3,000平方メートルを超えているので、特に問題ないと思います。5番の〇〇〇〇さんは新規就農者で、今回の申請を合わせて3,000平方メートルを超えます。9ページの25番の利用権設定は、借賃が非常に高くなっていますが、土地と一緒にパプリカのハウスと一緒に借りているので、この金額になっています。以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。申し送れましたが、〇〇委員が当事者という事で、退席しております。それでは議案第3号、農用地利用集積計画について、ご意見ご質問等ありましたら、挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので裁決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。〇〇委員お入りください。

続いて、議案第4号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。なお、当事者の〇〇委員は退席をお願いします。

事務局

それでは、議案第4号、農地利用最適化推進委員の委嘱について説明します。農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、農業委員会等に関する法律の17条第1項により、農業委員会が委嘱することとなっています。昨年の12月19日から本年2月1日まで推薦、募集期間を設けた結果、推進委員の推薦を受けた方5名、応募者0人という結果でした。なお、推進委員の定数については、条例により定数5名とされています。それでは一覧表の説明をします。住所、生年月日、農業経営の状況、経歴、推薦者については、記載の通りですのでご確認ください。まず、一人目は〇〇地区の〇〇区にお住まいの〇〇〇〇さんです。推薦理由は、農業に関する高い知識と豊富な経験に基づき、農地利用最適化推進委員として活躍できる人物であるという理由で推薦を頂きました。二人目は〇〇地区の〇〇区にお住まいの〇〇〇〇さんです。推薦理由は、区長をはじめとし、地域の役職を多く経験しており、地域の人望が厚い。また、農地利用の最適化の推進に熱意と見識があり、最適任者であるということで推薦を頂きました。

三人目は〇〇地区の〇〇区にお住まいの〇〇〇〇さんです。推薦理由は、地域の農業に精通しており、集落内の信頼も厚く中心的な存在となっている。また、農業に関する指導と豊富な経験に基づき、農地利用最適化推進委員として活躍できる人物であるという理由で推薦されています。四人目は〇〇地区の〇〇区にお住まいの〇〇〇〇さんです。推薦理由は、地域農業や農家情報等に精通しており、地域の信頼を得ていることから、農地利用最適化推進委員の業務に貢献できると考える、という理由で推薦されました。五人目は〇〇地区の〇〇区にお住まいの〇〇〇〇さんです。農業委員経験者であり、農地等の利用の最適化に熱意と見識を十分に有しており適任者であると考え、と言う事で推薦を頂いています。以上5名の方の農地利用最適化推進委員の委嘱についてご審議の上、それぞれ委嘱する事について同意いただきますようお願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局より農地利用最適化推進委員の委嘱について説明がありました。この方々は農業委員会からの委嘱になるので、ここで了解が得られれば、新年度から推進委員をやっていただく事になります。何かお聞きしたいことがありましたらこの場で聞いてください。よろしいでしょうか。特にご意見、ご異議がないようなので裁決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、委嘱を決定します。

事務局

ありがとうございました。なお、本日の資料②の1ページに第6期の農業委員会の構成を載せています。農業委員については、現在議会上程中です。2月22日に上程をし、現在の予定ですと3月14日に任命同意についての裁決を行うと聞いています

議長

続きまして、第21回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。〇〇委員は当事者ですので、退席してください。

担い手担当

説明します。今月は新規が1件です。申請者は〇〇さんです。住所は東御市〇〇〇〇。共同申請者が〇〇さんです。目標とする営農類型は、複合経営で、果樹の加工品製造と販売です。経営改善の方向の概要は、6次産業化を目指し、生産物の加工を進め、安定した農業経営環境の構築を進めて行く。効率理的に資材を活用し、経費の削減を目指す、とあります。農業経営規模の拡大に関する目標は、現状は、リンゴが〇〇アールで生産量が〇〇トン、サクランボが〇〇アールで〇〇キログラム、クルミが〇〇アールで〇〇キログラム、水稻が〇〇アールで〇〇キログラムです。水稻の生産量は粳（もみ）で計算してあります。5年後の目標は、リンゴが〇〇

アールで〇〇トン、サクランボが〇〇アールで〇〇キログラム、クルミが〇〇アールで〇〇キログラム、プルーンが〇〇アールで〇〇キログラム、水稻が〇〇アールで〇〇キログラムです。続いて経営管理の合理化の目標は、現状は青色申告、会計事務依頼ですが、5年後も現状維持です。農業従事態様等の改善目標は、現状は家族労働力が主力となっていますが、雇用労働力の適正な導入をしていきたいという事です。以上です。よろしくお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは担当委員から補足説明をして頂きたいと思います。土屋委員お願いします。

3 土屋委員            それでは説明します。説明にありましたように、農業委員の〇〇さんの奥さんと本人の申請です。特に果樹を中心とした経営で、今後6次産業化を目指してやっていきたいという事です。よろしくご審議をお願いします。以上です。

議長                    ありがとうございます。ただ今土屋委員より説明がありました。ご意見がありましたら出してください。

特にないようですので、お二人には認定農業者として貢献していただけたらと思います。〇〇委員お入りください。

以上で議事は終了しますが、全体で何かご意見ご質問がありましたら出してください。

(花岡委員挙手)        花岡委員どうぞ。

1 4 花岡委員            先ほどの5条の計画変更で、以前の申請者が死亡しているので、計画変更は必要ないと言う事でしたが、詳しく説明してください。

事務局                地図の15ページをご覧ください。地番〇〇〇〇と地番〇〇〇〇については、当時許可を受けた方が亡くなっています。地番〇〇〇〇については、当時許可を得た方は〇〇さんのお父さんです。地番〇〇〇〇については、〇〇さんのお母さんが許可を得ています。許可を得た方が亡くなった段階で、農地法上の許可が失効してしまいます。外の筆に関しては当時許可を受けた方がご存命で、許可が失効していないので、計画変更が必要になります。〇〇さんと〇〇さんの土地は、本申請からの農転の申請になります。

1 4 花岡委員            亡くなった時点で許可が失効され、相続した人には当初の計画が引き継がれないのですか。

事務局

そうです。

議長

外に何かございますか。それでは、長時間に渡り慎重審議をして頂き、ありがとうございました。以上を持ちまして議事を終了します。

議事録署名人\_\_\_\_\_